

第 56 回  
沖縄地方交通審議会  
船員部会 議事録

平成 25 年 5 月 24 日(金)

沖縄総合事務局

# 第56回沖縄地方交通審議会船員部会

日 時 平成25年5月24日（金）14時00分

場 所 沖縄総合事務局 5F 「海技試験室」

出 席 者

公益委員 儀部委員、春田委員

労働者委員 梅田委員、大崎委員、江川委員

使用者委員 山城委員、大城委員

事 務 局 沖縄総合事務局運輸部 船舶船員課：島袋課長、徳田労政係

議事次第

○開 会

○議 題

1. 第55回船員部会の議事録承認について
2. 管内の雇用状況等について
3. 意見交換

○閉 会

## 事務局（徳田）

定刻となりましたので、会議を始めさせていただきます。

本日は、公益委員2名、労働者委員3名、使用者委員2名が出席されており、船員部会運営規則第9条の規定による定足数を満たしており、有効に成立していることを御報告いたします。

まず、配付資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

よろしいでしょうか。

それでは、儀部部会長代理、よろしくお願ひいたします。

## 儀部部会長代理

初めに第55回船員部会の議事録の承認についてお諮りします。

お手元に配付されております議事録を御確認ください。

（各委員の意見確認）

第55回船員部会議事録につきまして原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

（異議なし）

## 儀部部会長代理

異議なしということで、承認されたものといたします。

続きまして、議題2の管内の雇用状況等について、事務局に御説明をお願いします。

## 事務局（島袋）

平成25年4月分の管内雇用状況等の概要について報告いたします。

### ●求人状況について

新規求人数は0件でした。

前月は8件でしたので、8件減少、また、前年同月は1件でしたので1件減少となっております。

月間有効求人数は4件でした。

前月は15件でしたので11件減少、また、前年同月は7件でしたので3件減少となっております。

月間有効求人数4件の内訳としましては、商船等4件、漁船0件となっております。

月末未済求人数は4件でした。

### ●求職状況について

新規求職数は13名でした。

前月は20名でしたので7名減少、また、前年同月は13名でしたので同数となっております。

新規求職者数 13名の内訳としましては、商船 13名、漁船 0名となっております。  
月間有効求職数は 38名でした。

前月は 44名でしたので 6名減少、また、前年同月は 28名でしたので 10名増加と  
なっております。

月間有効求職数 38名の内訳としましては、商船等 34名、漁船 4名となっておりま  
す。

月末未済求職数は 28名でした。

#### ●成立状況について

4月は管外で 1 件の採用が決まりました。

成立状況としましては、近海のタンカ一船に司厨員として 50代男性 1名が採用され  
ました。

#### ●求人倍率について

3月の月間有効求人倍率は 0.11倍でした。

前月は 0.34倍でしたので 0.23ポイント減少、また、前年同月は 0.25倍で  
したので 0.14ポイント減少となっております。

#### ●新規求職者の退職理由または求職理由別内訳について

4月の新規求職者 13名のうち離職者 11名の退職理由としましては、船舶所者都合  
3名、定年退職 2名、自己都合 5名、健康上の理由 1名となっており、離職以外の方 2  
名の求職理由としましては、陸上勤務中で転職を希望となっております。

新規求職者が所属していた会社所在地につきましては、管内が 8名、管外が 5名となっ  
ております。

先ほどの定年退職者 2名は 58歳、60歳の 2 人です。

#### ●失業等給付支給内訳について

基本手当の初回受給者は 3名でした。

受給者実人員は 10名、支給延べ件数は 17 件で、基本手当支給金額は  
2,588,985円でした。

その他、再就職手当が 1 件、251,132円ありまして、総支給額は  
2,840,117円でした。

以上でございます。

#### 儀部部会長代理

ただいまの御説明につきまして、何か質問等はございますでしょうか。

ないようなので、議題 3 の意見交換に移りたいと思います。

何かございますでしょうか。

#### 大崎委員

沖縄に来て半年、現在船員の労働条件と賃金面等について各社と交渉する協約改定交  
渉を行っていまして、沖縄の船員の最低賃金について共通認識を図っておきたいと思  
います。

現在支給されている家族手当は、労働者の個人的事情に基づいて支給される性格の賃金だと考えてます。

最低賃金法の第4条第3項第3号では、除外される賃金については、最低賃金の対象となる賃金からは精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除外することが一般化されているというふうに聞いていますが、家族手当の扱いについて、沖縄総合事務局としての考え方をお聞きしたいと思っておりますので、是非お答えして頂きたい。

#### **事務局（島袋）**

こちらに事業者へ配布しております最低賃金についての資料がございますのでご覧ください。表の下のほうに最低賃金に算入しない賃金を書いてございます。この中に家族手当は含まれておりません。従いまして「家族手当は最低賃金に算入しない賃金ではない」ということで、「家族手当は最低賃金に算入することができる手当」であると考えます。

#### **大崎委員**

それが回答ですね。算入できると言われても、できるのかできないのかはっきりしてもらいたいのと、最低賃金の中に含まれるべきものなのか、含まれざるものかというのを明確にできませんか。

#### **事務局（島袋）**

家族手当は、「最低賃金に算入してもよい」という考え方につきましては国交省が独自に定めたものではなく、官公労使が参加した協議において関係者が合意した下に決定されたもので、全国共通のルールとして運用されてきたものと理解しております。従つて、労働者側も同様の理解に基づいていたと認識しております。

#### **大崎委員**

そうであれば、陸上のほうは家族手当が除外されますね。

それでなぜ海上のほうだけが「算入してもいい」とか曖昧な表現で逃げているのか、そこをはっきりさせていただきたい。入れるのか入れないのか、どちらなんですか。

#### **事務局（島袋）**

大崎委員の家族手当の最低賃金に参入するのはおかしいとおっしゃるのは、これは家族手当は最低賃金に参入しないという考え方を全国的に適用しているという理解でよろしいでしょうか。

#### **大崎委員**

それは私が聞いている話です。私に聞かれてもそれは個人的見解になるので総合事務局として、家族手当を入れるべきか入れないのかどちらかじゃないと、最低賃金ぎりぎりで働いてる方の個人の事情によって生活のもとにする最低賃金の額が変わるものではないですか。労働者の個人的事情に基づいて支給される性格の賃金が家族手当だと考えてますので、そこを明確にしていただかないと。ぎりぎりの方がおられるので。

#### **事務局（島袋）**

ここに書いてありますとおり家族手当は「最低賃金に算入してもよい」という考えにつきましては国交省が独自に定めてものではなく、官公労使が参加した協議において関係者の合意の下に決定されたもので全国的な共通のルールとして運用されてきたものと解しております。

### 儀部部会長代理

全国的な扱いとしては、家族手当は最低賃金に入ってないんですか。

### 大崎委員

他地区の家族手当の最賃に対する扱いは、そちらのほうのいろんな部会の中で協議はしてると思います。ただ会社によっては、最低賃金ぎりぎりで働いている船員さんもおられます。そちらのほうの社長から、家族手当は最低賃金に入れていいものかどうか問い合わせがありまして、労働者側からいえば、AさんBさんで異なる家族手当を、Aさんは入れるけれどBさんは家族手当がないから入れない、というふうな対応をされてしまうと、賃金の統一性がなくなる。私たちは、ベースアップや労働条件の話をしている中で、この人は家族手当があるから幾ら、この人は家族手当がないから幾ら、という考え方はちょっと違和感を持ちまして、沖縄総合事務局のほうに電話で問い合わせをしたところ、明確な回答がなかったので、公益委員と使用者委員の出席している部会で確認したいという考え方です。今の質問については、ある文書によると通勤手当の扱いの協議の中では最低賃金の対象となる賃金からは精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除外することが一般化しているとなっています。そういう状況で、「家族手当を入れてもいいですよ。」という回答に対しては、いったいどっちなんだということになります。労働者側に立つか使用者側に立つか、明確な回答をいただきたいと思います。

### 事務局（島袋）

こちらの資料の「事業者の皆様へ」に書いてあるとおり、こちらには家族手当は含まれおりません。従いまして「家族手当は最低賃金に算入しない賃金ではない」ということで、家族手当は最低賃金に算入することができる手当となります。

### 大崎委員

勝手に決めろということでしょうか。それはおかしいのではないでしょうか。御存じのとおり船員さんの手当は幾つもあります。陸上よりはるかに手当の種類が多い現実がある中で、「ここに記載されていないから入れてもいいですよ。」というのはおかしいのではありませんか。

### 事務局（島袋）

労働者側は、「家族手当は賃金に算入しない」という考え方を全国的に適用しているという理解でよろしいのでしょうか。

### 大崎委員

私たちは、家族手当は個人差があるので、それを入れて交渉をしていません。ただ最賃については、各地区の運輸局が持つての交通政策審議会の議論が必要ですから、私がここで「それはできません。」「やってます。」という回答にはならないと思います。

こちらの総合事務局としてどうお考えなのか聞きたいたいということで、会社のほうも総合事務局に問い合わせをしてるはずなんです。家族手当が算入されるかどうかによって、241,400円の中の内訳が変わってくることになります。Aさんは家族手当があるからその分引かれ、Bさんは家族手当がないから241,400円です、という考え方でよいのでしょうか。家族手当を最低賃金に入れるか入れないかだけ教えていただければ結構です。

**事務局(島袋)**

先ほど申し上げましたように、「算入することができる手当である。」と考えてますので、そのほかの条件については労使双方の協議によって決まると考えます。

**大崎委員**

それは労使の協議に投げてるわけですか。

**事務局(島袋)**

はい。

**儀部部会長代理**

総合事務局として指導するとか、指針を出すことはないんですか。

**事務局(島袋)**

資料には「算入しない賃金」を書いてあります。

**大崎委員**

算入しない手当とも算入することができる手当とも書いてありません。家族手当という項目がないじゃないですか。書いてないから入れてもいいというのは乱暴じゃないですか。

**春田委員**

この中でその他これに類するものとか準ずる賃金のところに、それが入るか入らないかによって解釈の幅が出てくるということで、ここからは合目的にどうなるかということは出てこないということですね。

**大崎委員**

ただ、これは個人で変わるわけです、そこが問題なんです。

**山城委員**

これは、例えば含まれるとなった場合には含まれる分だけ下がる、ある人とない人はその分だけ差があると、またそれが別のところで反映することになるということですか。

**春田委員**

家族が多い方がお金がかかりますが、家族手当が入ってしまうと家族が多いほうが下がってしまうということですね。そこは少し合理的ではないのではないかという話です

ね。

### **山城委員**

全国的にはどうなってるのでしょう。沖縄以外では、どうなっているのですか。

### **大崎委員**

沖縄以外は、海員組合とすれば当然労働者側なので、個人の差があるものを持ってきてはいるという認識ではあるのですが、確認はとれていません。ですから、沖縄だけの問題ではありません。

### **儀部部会長代理**

全国の部会で議論はされてるのでしょうか。

### **大崎委員**

全国の状況は確認できていませんが、先日、最低賃金で働いている方の会社の社長さんが聞いてきたので、それは総合事務局に聞いてみてください。私たちの認識は、当然入れないですよということは言っています。ところが、総合事務局は、入れてもいい、入れなくてもいいというような言い方をするので、それは違うんじゃないですか、ということです。入れていいのなら、はっきり入れて良いと言えばいい、入れてはいけないというなら、はっきりいってはいけないと言えばいいわけです。

### **事務局(島袋)**

回答としましては、家族手当は先ほど言いましたように全国共通のルールとして、「家族手当は最低賃金に算入しない賃金ではない」ということで家族手当は最低賃金に算入することができる手当ということで理解しております。

### **江川委員**

家族手当の分だけは、基本給が下がっても総合事務局としては構わないというのであれば、割り増し賃金の算定の基礎となるのは、どの賃金を割り増し賃金の基礎とするでしょうか。陸上では最低賃金は時間単位になっていますが、海上の最低賃金は1ヶ月単位となっており、1ヶ月の賃金から時間給を計算しなければなりません。家族手当は最低賃金に算入することができる手当ということであれば、家族手当も含めて計算しなければ、未払い賃金が発生してしまうと思いますが、そういう認識でよろしいのでしょうか。普通基本給の1・3倍という形で時間外単価を決めると思うのですが、割増手当の算定基準額に関しても家族手当を組み入れなければ、割増手当の算定基準額が最低賃金を下回るということになりますよね。

### **事務局(島袋)**

1番から6番に記載されていないものに関しては、算入しないことが官公労使の協議で決まったことです。

### **江川委員**

私が、言ってるのは時間外手当の基礎のことです。

**事務局(島袋)**

夜間割増料金のことでしょうか。

**江川委員**

8時間労働を超えたときに支払われる時間外手当のことです。

**事務局(島袋)**

それは、1番にあたりませんか。

**江川委員**

それは最賃の話ではなくて、時間外手当を計算するときに家族手当をどう取り扱うかということです。

**大崎委員**

基本的には算定基準の話です。最賃で言われているように家族手当を入れてもいいのかということです。今の言い方で言うと、入れなければいけなくなりますね。そしたらもっとおかしくなるのではないかと思う。最低賃金には家族手当は算入するけれども、割り増し手当には算入しませんということになるのでしょうか。

**江川委員**

わかりやすく家族手当が5,000円だとしたら奥さんと子供さんと2人で1万円下がります。241,400円から1万円を引いたら231,400円で、それを割り増し賃金の基礎額としていいのか、という話です。基本給で考えるのか家族手当を含めた金額で計算するのかということです。例えば、全く同じ20歳で、ある会社に入ったAさんBさん、一人は早くに結婚して奥さんと子供さんがいます。その人との、家族手当云々のところで最賃はクリアしているとなったときに、時間外の単価が2人で変わるのは当然おかしな話ですよね。そんなばかな話はないですよね。

**大崎委員**

最低賃金に家族手当は含みます、ところが、割り増し手当の計算のときは家族手当は抜きますということになります。AさんもBさんも両方とも、最低賃金で働いているわけで、それでいいんですかという話です。それを総合事務局は労使で協議してくださいとおっしゃるのでしょうか。きょう公益委員の方もいらっしゃいますので、それが正しい判断なのかというのは労使で協議してください、というのであれば平行線ですよね。

**春田委員**

ちょっと質問させていただいてよろしいですか。通常ならば家族手当を入れずに最低賃金を決めといいて家族手当も変動しますよね、そこは付加するというのが1番オーソドックスな処理の仕方だと思うんですけど、そうやらないような、交渉に乗らないような船会社もあるということですか。そういうのがあるからこそ解釈の部分できっちり処理をなさろうということなのでしょうか。実態として組み込んでしまう船会社があり、それを説得するのに苦労されている、団体交渉をしてもそのところに乗らない使用者の

方もいらっしゃるということですか。

### **大崎委員**

団体交渉は団体交渉でやるんですけども、それ以外の会社または個別会社は、会社と支部とでやります。その中でやはり最低賃金を守れない会社が当然あります、そこに対して私たちが最低賃金を守れと言ったときに、じゃあ家族手当を足しました、とこれをクリアしようとします。そのときに、それが問題ないのかということです。いやいや、同じ年齢で同じ環境のもと働いている方が、家族がいるいないで最低賃金をクリアするために家族手当が片一方はついてる、片一方は家族手当と違う手当がつきましたというのはおかしいでしょうということなのです。そこで、総合事務局に聞いてみると、入れてもいいですよと言われたわけなんです。そうなると家族のいる労働者の方が不利益をこうむるわけです。

### **事務局（島袋）**

労働者側の団体の総意として、ルール見直しを求めていくということでしたら、最賃に算入するべき手当の見直しについては、全国共通のルールとなっておりますので、中央での話し合いになるかと思います。

### **春田委員**

ちなみに山城社長のところはどんな運用となっていますか。家族手当は 入れていないですよね。

### **山城委員**

当社では、労働協約に従って、基本給のみが時間外手当の算定基準となっていまして  
家族手当は含まれておりません。

### **春田委員**

経営の苦しい船会社が脱法的というか、こっそりと解釈が曖昧なところをうまく利用しながら最賃を下回るような形になるということですか。

### **山城委員**

年金とかそういうふうなことにも影響してくることになるのですかね。

### **大崎委員**

総支給額だから、それほど変わらないとは思いますけど、ただそのことに対して考えたときに、さっき言われたように割り増し賃金の考え方でオーバータイムの基準が変わります。家族手当を入れるか入れないかいいろんな面で考えていくと、先ほど言われたように、そんな悪い会社という意味合いじゃなくて最低賃金をクリアしようとしたときに、船員の各種ある手當の中で入れていいものといけないものについて、グレーなもの、判別がつかないものがあるわけです。通勤手当は入らないということで、何を入れたら何を足したらクリアできるかということで、悪知恵を働かせたというわけじゃないです。ただ最賃をクリアするときに、最低賃金に入れていいもの悪いものの色分けを考える中で勉強したいということで、家族手当はどうなのかと。家族手当は皆さんに支給してい

るものではないので、私たちの言う労働条件とかベースアップの話の中では、それを入れられると違和感があるので、家族手当については入れないという話をしたところ、会社から総合事務局に問い合わせたところ入れていいと言われたと言うことです。そうなると全く同じ賃金で働いている人の中身が変わるとなると、オーバータイムのときに当然家族手当も当たり前に入れていかなければいけないということになります。

### 春田委員

きょう総合事務局の方に意見を求めて同じ答弁しかできないと思うので、沖縄でこういう実態で問題が生じている、それに対してどのように考えたらよろしいのでしょうか、ということを再び問うていただいたらどうでしょう。多分、質問を受けたときの実態との感覚が違うと思うので、そこも踏まえて聞いていただいて、答えをもらう期間を設けたらよいかと思います。もし時間が許すのであれば、今出てきた実態を肉づけしながら、今みたいな形の困った問題が出てきて対応できないことがあるのでどう考えたらいいですかね、というのを上級庁に聞いてみるのも1つの手かもしれませんね。それでも上級庁がそうだというなら話は別だと思いますが。

### 大崎委員

会社との労使間の問題で、私たちがその最低賃金に入れるべき賃金をわざわざ協定しなくてはいけなくなる。これとこれは最賃に入れますよと、これは入れませんよという協定書をわざわざ全部つくっていかなければいけなくなります。法律を自分たちがもう少しわかりやすくA社B社でやっていかないといけない状況になるかもしれません。でも、それはそれで労働者にとってわかりにくいようじゃ非常に困るので、わかりやすくして欲しいというのが要望でお願いということなのです。回答を改めてしっかりいただければありがとうございます。よろしくお願いします。

### 儀部部会長代理

事務局、よろしいですか。  
そのほかに何かございますか。  
なければ事務局から連絡がありますのでお願いします。

### 事務局（徳田）

平成24年度卒業者進路状況一覧表をごらんください。私のほうから前回の部会で出されました質問にお答えしたいと思います。

まず、先月の部会で江川委員から質問いただいた件なのですが、こちらは、数字が間違っていました。

本科進学者26名の内訳として括弧内に海上関係0名となっておりましたが、沖縄水産高校に確認しまして16名ということでしたので、訂正版と差しかえをお願いいたします。

もう1点、大崎委員から進路未定者についての追跡調査をお願いしたいということで、沖縄水産高校に連絡してみたところ、学科別にそれぞれ未定者については追跡されているそうです。今のところ無線通信科の1人を沖水の実習船の通信部として採用されているそうです。残り2名については、未定となっております。この2人について今後も追跡していくこうと思いますのでよろしくお願いします。

最後に次回の船員部会は6月21日（金）1F共用会議室で14:00から開催いたします。第3金曜日になっておりますので、お間違のないようにお願ひいたします。

**儀部部会長代理**

それでは本日の部会はこれで終了します。